

平成28年6月29日

原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」の貸付対象を追加

福島県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）は、原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等の事業継続・再開に向けた長期・無利子の融資制度である「特定地域中小企業特別資金」の貸付対象として、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の交付を受けて福島県内、福島県外において事業の再開等を行う中小企業等を追加することとしました。

福島県及び中小機構は、平成23年6月より、中小機構の高度化融資の枠組みを活用し、原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金を長期・無利子で融資する「特定地域中小企業特別資金」事業を実施しております。

「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の公募が平成28年4月22日より開始されたことを受け、当該補助金の対象者が福島県内、福島県外において事業の再開等を行うために必要な資金を無利子、無担保で融資する「C資金」を追加いたしました。

制度の概要（融資対象者、資金用途、限度額、期間等）については、別紙の「特定地域中小企業特別資金の概要」をご確認ください。

中小機構では、福島県及び経済産業省と連携し、原子力発電所事故の被災地域の中小企業等の事業継続・再開の支援に引き続き取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

高度化事業部高度化事業企画課 河井、朽本（とちもと）

住所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル

電話： 03 - 5470 - 1528（ダイヤルイン）

ホームページ： <http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/>

(別紙)

○特定地域中小企業特別資金の概要

資金種類	(A資金) 県内の移転先において 事業を継続・再開する 資金	(B資金) 避難指示が解除された 区域等において事業を継 続・再開する資金	(拡充:C資金) 事業者事業再開等補助 金の交付を受けて事業 再開・展開等を行う資金
対象者	平成23年3月11日時点 で、帰還困難区域、居住 制限区域、避難指示解 除準備区域及び特定避 難勧奨地点に事業所を 有し、県内の移転先にお いて事業を継続・再開す る中小企業等	平成23年3月11日時点 で、帰還困難区域、居住 制限区域、避難指示解 除準備区域、特定避難 勧奨地点、旧屋内退避 区域及び旧緊急時避難 準備区域に事業所を有 し、当該区域内において 事業を継続・再開する中 小企業等	平成23年3月11日時点 で田村市、南相馬市、川 俣町、広野町、楢葉町、 富岡町、川内村、大熊 町、双葉町、浪江町、葛 尾村及び飯舘村に事業 所を有し、「福島県原子 力被災事業者事業再開 等支援補助金」(以下「事 業再開等補助金」)の交 付を受けて、県内、県外 において事業再開・展開 等を行う中小企業等
	原則として、避難指示解除から2年後まで貸付申請 可能(平成27年3月31日以前に避難指示等が解除 された区域は、平成29年3月31日まで)		
融資限度	3,000万円以内	3,000万円以内 (B資金を既に利用した 方が追加融資を受ける 場合は、上記融資限度 額から既融資額を差し引 いた額を限度とする)	「事業再開等補助金」の 「補助対象事業費+消費 税-補助決定額」で計算 された額 ただし、補助対象事業費 が「事業再開等補助金」 の交付要綱に定める補 助対象上限額を超える場 合には、補助対象事業費 を補助対象上限額に置 き換えて計算される額と し、消費税は補助対象上 限額に対応した額
融資期間	20年以内(うち据置5年以内)		
融資利率	無利子		
担保	無担保		
保証人	代表者保証(法人の場合)		
取扱期間	平成29年3月31日まで随時 (ただし、原子力発電所事故の状況等を勘案し、必要に応じ1年毎に期間を延長 する。)		
申込先	県内の商工会議所又は商工会、公益財団法人福島県産業振興センター		

○現在までの利用状況(平成 28 年 3 月末日現在)

貸付決定件数:886 件、貸付決定額:約 150 億円

<特別資金の申込に関する問い合わせ先>

公益財団法人福島県産業振興センター 企業支援部

原発災害対策特別融資チーム

電話:024-525-4019

住所:福島県福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 6 階